

栃木県医師会女性医師部会会則

(名 称)

第1条 本部会は、栃木県医師会女性医師部会と称する。

(事務所)

第2条 本部会の事務所は栃木県医師会内に置く。

(構 成)

第3条 本部会は、栃木県内の女性医師と栃木県医師会長が推薦する者をもって構成する。

(目 的)

第4条 本部会は、栃木県医師会の定款に則り、女性医師の積極的参加による医師会活動の活性化及び女性医師の勤務環境の改善、社会的地位の向上、会員相互の親睦等を図ることを目的とする。

(事 業)

第5条 本部会は、第4条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 女性医師が働き続けやすい勤務環境の整備に関する事項
- (2) 女性医師の学術研究並びに社会活動の支援に関する事項
- (3) 女性医師相互の情報交換、親睦に関する事項
- (4) 男女共同参画の医療政策や医療行政及び医師会活動に関する事項
- (5) その他本部会の目的達成のために必要な事項

(役 員)

第6条 本部会に次の役員を置く。

部会長	1名
副部会長	2名
理事	若干名

2 理事は、栃木県医師会長が委嘱する。

3 部会長は、理事の互選により選出する。副部会長は部会長が理事の中から委嘱する。

(役員任期)

第7条 役員任期は栃木県医師会役員任期に準ずる。但し再任を妨げない。

2 役員に欠員が生じた場合には補充することができることとし、補充による役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は辞任または任期満了した場合であっても、後任者が決定する間はその職務を行わなければならない。

(役員職務)

第8条 部会長は、本部会を代表し、会務を統括する。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故がある時は、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、会務を処理する。

(参 与)

第9条 本部会に参与をおくことができる。

2 参与は、理事会の承認を得て部会長が委嘱する。

(会 議)

第10条 会議は次のとおりとする。

(1) 総会

(2) 理事会

第11条 会議は、部会長が議長となる。

2 会議は部会長が招集し、事業を協議するとともに、必要な事項を決議する。

3 部会長は、会議における協議事項を栃木県医師会長に報告し、会員に周知するとともに、報告事項の実現に努めるものとする。

(執 行)

第12条 会議において、結論に到達した案件は栃木県医師会常任理事会の議を経てこれを執行する。

(委員会の設置)

第13条 部会長は、特に必要があると認める場合は、委員会を設置することができる。

2 委員会に関して必要な事項は、別に定める。

(経 費)

第14条 本部会の活動に必要な経費は、栃木県医師会会計をもってあてる。

(会則の改廃)

第15条 本会則の改廃は、栃木県医師会常任理事会の議を経なければならない。

(その他)

第16条 本会則に定められていない事項については、栃木県医師会の定めを準用する。

附 則

1. 本会則は、平成27年4月16日から施行する。